

厚生労働省発開 0325 第 1 号 平成 3 1 年 3 月 2 5 日

労働政策審議会 会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本



別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、 貴会の意見を求める。

## 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

## 第一 職業訓練基準の見直し

近 年  $\mathcal{O}$ 社 会情 勢 B 産 業 技 術  $\mathcal{O}$ 革 新  $\mathcal{O}$ 動 向 !等を踏まえ、 職 業 訓 練 内 容 の充実を図 るため、 普 通 課程 0 普

通 職 業 訓 練 に お け る 印 刷 製 本 系  $\mathcal{O}$ 製 版 科、 化学系の化学分析科及び 公害検 査 科、 塗装 系  $\mathcal{O}$ 建 築 塗 装 科

デ ゲ 1 ン 系  $\mathcal{O}$ 広 告 美 術 科 工 業 デ ザ 1 ン 科 及 び 商 業 デザ 1 ン 科 並 び 12 理 容 美 容 系  $\mathcal{O}$ 理 容 科 及 び 美 容 科

並 び に 車 門 課 程  $\mathcal{O}$ 高 度 職 業 訓 練 12 お け る 電 気 電 子 シ ス テ L 系  $\mathcal{O}$ 電 子 技 術 科 化 学 シ ス テ 4 系  $\mathcal{O}$ 環 境 化

学 科 及 び 産 業 化 学 科  $\mathcal{O}$ 教 科  $\mathcal{O}$ 科 目 及 び 訓 練 時 間  $\mathcal{O}$ 見 直 L を 行う É  $\mathcal{O}$ とすること。 ( 別 表 第二 及 び 別 表 第

## 六関係)

## 第二 職業訓練指導員試験に関する見直

他 法 令 に基づく制 度改 正 に 対 応するため、 介護 サ F こス 科、 理容科及び美容科 の免許 職 種 に 係 ぶる職 業

訓 練 指 導員 試 験  $\mathcal{O}$ 試 験 科目 に つ ( ) て、 見 直 しを行うものとすること。 (別 表 第 + 関 係

特 に 不 足 し て 1 る 免 許 職 種 で あ る 介護 サ ピ ス 科に 係 る 職 業 訓 練 指 導 員  $\mathcal{O}$ 今 後  $\mathcal{O}$ 継 続 的 安 定 的 な 確

保 12 資 するよう、 介 護 サ ] ピ ス 科 に 係 る 職 業 訓 練 指 導 員 試 験  $\mathcal{O}$ 受験 資 格 に、 保 育 士 登 録 証 を 有 す る者、

保健 師 助 産 師、 看 護 師 若 L Š は 准 看 護 師  $\mathcal{O}$ 免 許 を有 す る者、 養護 教 諭  $\mathcal{O}$ 免 許 状 を有り す る者 理学 療法

士若しくは作業療法士の免許を有する者、 社会福祉士登録証若しくは介護福祉士登録証を有する者、 精

神保: 健 福 祉 士 登録証を有する者又は保育教諭 の資格を有する者を追加すること。 (別表第十一の三関係)

保健 師、 助 産師若しくは看護師の免許を有する者、 介護福祉士 登録証を有する者又は第二の二に掲げ

るその 他 の者のうち、 介護分野に お け る一定の実務経験を有する等の要件に該当する者につい て、 介護

サー ビス 科 に 係 る職 業 訓 練指 「導員試 験 の実技試験 の全部及び学科試験のうち関連学科を免除とすること。

(別表第十一の三関係)

第三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第四 施行期日等 (附則関係)

一施行期日

この 省令は、 平成三十一年四月一日から施行するものとすること。

一 経過措置

この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。